

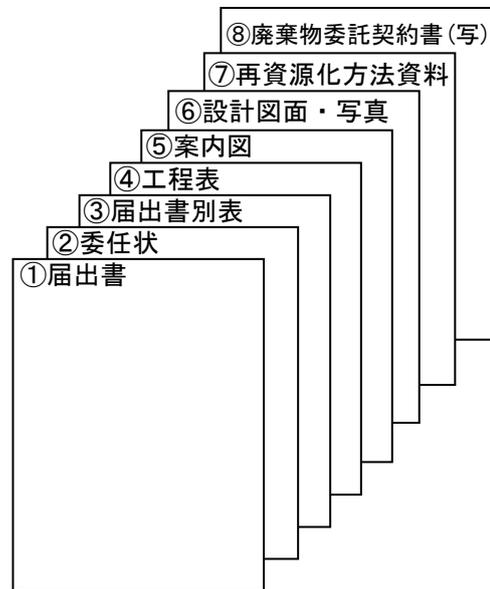
届出書の作成の仕方(法第10条及び規則第2条)

届出書に必要な書類は以下①から⑧のとおりです。

書類の順序は右図を参照ください。

クリップ留めまたはホチキス留めにて持参ください。

※正本・副本各一部をご提出ください。



◆ 届出書類一覧(届出の際には下記資料があるか必ず確認してください。)

- ① 届出書(様式第一号)
- ② 委任状(発注者又は自主施工者が直接持参しない場合)
委任状の書式は任意ですが、**委任内容を明確にする**とともに、**必ず受任者が届出書を持参する**ようにしてください。
- ③ 分別解体等の計画等(届出書別表)
 - ・建築物に係る解体工事の場合 …………… 別表1
 - ・建築物に係る新築、増築、修繕工事などの場合 …………… 別表2
 - ・建築物以外のものに係る解体工事、新設工事などの場合 …………… 別表3
- ④ 工程表(任意書式、サイズはA3もしくはA4)
届出書別表にある作業工程が最低限明記されたものを提出してください。
木造建築物の解体工事の場合には参考様式を活用すると便利です。
- ⑤ 案内図(サイズはA3もしくはA4)
当該対象建設工事を含む地域の地図などに、**当該対象建設工事の施工場所を朱色で着色して明示したものを添付**してください。
- ⑥ 対象建設工事に係る設計図面、現状を示す明瞭な写真
 - 「建築物に係る解体工事」については、**対象建築物の写真**を添付してください。
 - 「建築物に係る新築・増築工事」については対象建設工事に係る設計(施工)図面一式(サイズはA3もしくはA4)→ **確定図面を提出**してください。(仮図は認めません。)
 - 「建築物に係る修繕工事、建築物以外のものに係る解体工事・新設工事」は、**工事の概要が分かる以下の資料のどちらかを添付**してください。
 - ・対象建設工事に係る設計(施工)図面一式(サイズはA3もしくはA4)
→ **確定図面を提出**してください。(仮図は認めません。)
 - ・対象建築物、敷地及び隣接道路の現状を示す**写真**(サイズはA3もしくはA4)
→ デジタルカメラで撮影してカラー印刷したもので構いません。
- ⑦ 特定建設資材廃棄物に係る再資源化方法について(サイズはA3もしくはA4)
特定建設資材の処理方法(処理施設名称、所在地及び処理方法)を明記したものを添付してください。
- ⑧ 建設廃棄物処理委託契約書の写し(又は法第13条及び省令第4条に基づく書面)
建設発生木材についてのみご提出をお願いします。当該委託者と受託者が分かる箇所の写しをご提出ください。

注) 上記⑦及び⑧については、法令等による添付義務はありませんが、建設資材廃棄物の不適正な処理を防止すること
建設発生木材の再資源化が適正に図られていること(法第16条)、建設発生木材を含む特定建設資材廃棄物のリ
サイクルを推進するために、書類添付をお願いするものです。届出の有無に関わらず**市内を巡回して分別解体及
び再資源化が図られているかを確認**させていただいておりますので、ご協力のほどお願いいたします。